

奈良県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年九月二十日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
遠藤眼科	北葛城郡王寺町葛下一丁目一〇 ―四	令和六年七月六日